

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年7月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200666 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300021 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額を 17 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 8 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。賞与の明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に 17 万 3,000 円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記賃金台帳から平成 26 年 8 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 8 月 29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 10 月 31 日 (受付) に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 8 月 29 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200707号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300022号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年5月11日から平成8年9月1日まで

平成5年5月11日から平成9年11月17日まで、A社においてアルバイト及び非常勤職員として勤務したが、国の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成8年9月1日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。請求期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、被保険者資格の取得年月日を平成5年5月11日へ訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間のうち平成8年4月1日から同年9月1日までの期間について、A社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る勤務について、関係書類は保存期間経過により現存しておらず、請求者が勤務していたか否か不明である旨回答している上、請求期間にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に対し、請求者の勤務期間及び勤務形態について照会したが、回答は得られず、請求者が主張する請求期間における具体的な勤務の状況を確認することができない。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成6年8月25日であることが確認できるところ、B社は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった経緯や適用事業所となった後のアルバイト及び非常勤職員の厚生年金保険の加入の基準については不明である旨回答している。

さらに、同僚のうちの1名は、自分も平成5、6年頃からA社で非常勤職員として勤務していたが、平成8年頃、同社から業務の繁忙に伴い残業が増加し労働時間が長くなったため、1日の労働時間が残業時間を含め6時間を超える見込みの非常勤職員については、厚生年金保険に加入させるとの説明があり、同年9月1日から厚生年金保険の被保険者となった旨陳述して

いるところ、同日に請求者を含む5名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、保存期間の経過により、請求期間当時の賃金台帳等の資料が残っていない旨回答しており、請求者も給与明細書を保管していないことから、請求者が請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、複数の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格取得前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。